

松原市指定給水装置工事事業者 **新規申請・更新**

事業者名() 提出年月日 年 月 日

申請書類		法人	個人	チェック欄
①指定給水装置工事事業者指定申請書 (規則様式第一)		○	○	□
②機械器具調書 (規則様式第一の別表)		○	○	□
③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからへ) (規則様式第二)		○	○	□
④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく) (規程様式第1号)		○	○	□
⑤給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(新規申請時のみ必要) (規則様式第三)		○	○	□
⑥指定給水装置工事事業者申請時確認書 (申請時に4項目の確認を行います)		○	○	□
⑦松原市指定給水装置工事事業者証交付申請書 (規程様式第二号) (※必要としない場合は「必要部数」欄に不要と記入)		○	○	□
添付書類	・定款(袋とじ割印、余白に「この写しは原本と相違ありません」原本証明年月日、法人名、代表者名を記入し、代表者印を押印)	○		□
	・登記事項証明書 (原本:発行日から6ヵ月以内のもの)	○		□
	・住民票の写し (原本:発行日から6ヵ月以内のもの)		○	□
	・給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○	□
手数料	◎指定給水装置工事事業者指定手数料 (更新も含む)	5,000円		○ ○ □
	◎指定給水装置工事事業者証交付手数料 (更新も含む) ※希望者のみ	1,000円/枚		※ ※ □

- ・新規申請で、不備なく書類一式を提出された場合の指定日は、書類受付日が毎月1日から15日の場合は翌月の1日、16日から月の末日の場合は翌月15日に指定します。
- ・必要書類を確認の上チェック欄に印を入れ、提出書類とともに本書も提出してください。
- ・申請書類及び添付書類は、A4(左横綴り)のファイルに綴じて提出。

松原市指定給水装置工事事業者 指定事項の変更（法人）

※下表に掲げる指定事項の変更があったときは、登記日から30日以内に下表の添付書類を添えて提出してください。

※上記提出日を過ぎた場合は、理由書の添付が必要となります。

変更事項	申請書類及び添付書類 ※変更年月日は登記事項証明書の登記日で記載
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の名称及び所在地 ・代表者の氏名（法人） 	<p>⑧指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （規則様式第十）</p> <p>③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからへ) （規則様式第二）</p> <p>④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく) （規程様式第1号）</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款（袋とじ割印、余白に「この写しは原本と相違ありません」原本証明年月日、法人名、代表者名を記入し、代表者印を押印） ・登記事項証明書（原本：発行日から6ヵ月以内のもの）
<ul style="list-style-type: none"> ・役員の氏名 	<p>⑧指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （規則様式第十）</p> <p>③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからへ) （規則様式第二）</p> <p>④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく) （規程様式第1号）</p> <p>※③、④は代表者名の記入と代表者印を押印</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（原本：発行日から6ヵ月以内のもの）
<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の選任・解任 	<p>⑤給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（規則様式第三）</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任した方の給水装置工事主任技術者免状の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の氏名又は免状の交付番号 	<p>⑧指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（規則様式第十）</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任した方の給水装置工事主任技術者免状の写し

注) 変更年月日が登記事項証明書等で確認できない場合は、議事録等別途確認できる資料

松原市指定給水装置工事事業者 指定事項の変更（個人）

※下表に掲げる指定事項の変更があったときは、変更日から30日以内に下表の添付書類を添えて提出してください。

※上記提出日を過ぎた場合は、理由書の添付が必要となります。

変更事項	申請書類及び添付書類
・氏名又は名称及び住所	⑧指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （規則様式第十） ③誓約書(水道法25条の3第1項第3号イからへ) （規則様式第二） ④誓約書(松原市暴力団排除条例に基づく) （規程様式第1号） 【添付書類】 ・住民票の写し（原本：発行日から6ヵ月以内のもの）
・主任技術者の選任・解任	⑤給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（規則様式第三） 【添付書類】 ・給水装置工事主任技術者免状の写し
・主任技術者の氏名又は免状の交付番号	⑧指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（規則様式第十） 【添付書類】 ・給水装置工事主任技術者免状の写し

松原市指定給水装置工事事業者

事業の廃止・休止・再開の届出

※事業を廃止し、又は休止したときは、廃止または休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に上記届出書を提出しなければならない。

※上記提出日を過ぎた場合は、理由書の添付が必要となります。

事業所	申請書類及び添付書類
廃止・休止・再開	<p>⑨指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書 （規則様式第十一）</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・廃止・休止申請で松原市指定給水工事事業者証を発行している場合は、指定証の返却をお願いします。・紛失等により松原市指定給水工事事業者証を返却できない場合は理由書の添付が必要となります。・廃止、休止、再開する場合は、届出書とともに別途説明できる資料が必要な場合があります。・代表者が死亡等で廃止する場合は、死亡日がわかる書類の提出をお願いすることがあります。